

令和7年度東北ブロック相談支援従事者主任研修業務委託 仕様書

(目的)

第1 本研修は、以下の目的を達成するため実施する。

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題について協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

(期間)

第2 委託期間は、以下のとおりとする。

契約日から令和8年3月31日まで

(場所)

第3 開催場所は、以下のとおりとする。

岩手県内

(委託内容)

第4 委託内容は、以下のとおりとする。

なお、本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

- (1) 研修の企画、募集、運営全般
- (2) 講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整
- (3) 研修の実施
- (4) 講師の指導力向上を目的とした学習機会の設定
- (5) 研修に係る消耗品準備等
- (6) その他研修に関する業務

(講師)

第5 研修講師は、以下のとおりとする。

厚生労働省主催「主任相談支援専門員養成研修」の修了者及び岩手県が委嘱した「岩手県障がい福祉研修アドバイザー」等を中心とする。

(研修)

第6 研修は、以下のとおりとする。

(1) 研修期間

5日間（30時間） ※オンライン研修を組み合わせることも可能であること。

(2) 内容

研修内容は厚生労働省が示す別添「標準的な研修カリキュラム」以上の内容を実施することとする（別表参照）。

(3) 対象者

相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて相談支援専門員として従事した期間が、通算して3年（36 か月）以上（管理者として兼務した期間も算定可能であること）であり、市町村から推薦を受けた者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であること。

(4) 定員

58 名程度

第7 留意事項は以下のとおりとする。

- ・ 受講料を徴収する場合は、事前に岩手県と協議の上、金額を設定すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については随時、岩手県と協議の上、決定する。

第8 その他

当事業は岩手県、青森県、秋田県、山形県の合同開催とするが、令和7年度は岩手県を幹事県とするものであること。